

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から10年3月まで

私は、20歳になったときは大学生であったため、母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、市役所から送られてきた納付書を私が実家に送り、その納付書を使って母親が実家の近くにある金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料については、領収書を所持しており、保険料が還付された記憶が無いにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を実家に送り、その母親が申立期間の保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、申立人は、申立人が居住していた市が発行した納付書により、申立人の実家の近くにある金融機関の領収印が押された領収書を所持している。

また、申立人が所持している領収書によると、市役所発行の現年度納付書により、納付期限を過ぎた後に金融機関が申立期間の国民年金保険料を収納していることが確認できるが、申立人が居住していた市では、市役所発行の納付書により、納付期限を過ぎて保険料が納付されたことを確認した場合、市役所から社会保険事務所（当時）に国庫金納付書の作成を依頼し、国庫金として収納していたことが確認できる上、申立人のオンライン記録では、申立期間の保険料が還付又は充当された記録も無いとともに、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ11か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から46年3月まで
② 昭和48年7月から50年12月まで
③ 昭和52年4月から同年9月まで

私は、大学生だった20歳のときに、父親から「昭和43年*月から国民年金を掛けている。」と連絡があった記憶がある。私は、国民年金は20歳になったら加入手続を行うものだと思っており、私の年金の記録も同年*月*日から加入記録があるのだから、そのときに父親が、郷里の市役所の支所で国民年金の加入手続を行ってくれたはずだと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付に、私は関与していないが、私の父親が実家の集落の集金人や市役所の支所等で定期的に保険料を納付してくれていたはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和52年10月頃と推認され、同年同月から申立人が厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料は全て現年度納付されており、付加保険料も併せて納付されているなど、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和52年10月頃においては、申立期間③の国民年金保険料は遡って納付することが可能であり、現に当該期間直前の51年1月から52年3月

までの保険料は遡ってまとめて過年度納付されていることが確認できることから、6か月と短期間である申立期間③の保険料を、納付意識が高かったその父親が、納付していたとしても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和43年*月に、その父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、上記1のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は52年10月頃と推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間①の全部及び申立期間②の大半の国民年金保険料は時効により、納付することができないことから、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に既に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親も既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、国民年金は20歳になったら加入手続を行うものだと思っていると述べており、実際に自身の国民年金の被保険者資格取得年月日が昭和43年*月*日であることから、その時期に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたと思うと述べているが、同資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及することから、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 53 年 8 月に会社を退職したので、将来のことを考えて、同年 9 月に、町役場で国民年金に任意加入する手続きを行い、国民年金保険料の納付を始めた。

申立期間当時は、毎月、市役所や銀行の窓口で国民年金保険料を納付したり、信用金庫の外交員に依頼して保険料を納付してもらったりして、滞りなく保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の 4 か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は、申立期間①と同じ国民年金の任意加入期間であり、申立期間②当時に、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、申立人が、12 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①直後の昭和 59 年 4 月から申立期間②直前の 60 年 3 月までの納付記録が、平成 20 年 4 月に、未納から納付済みに訂正されている

ことが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが、夫と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私が、毎月、金融機関で私と夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。申立期間の夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月頃に、連番で払い出されていることが確認できることから、加入手続を夫婦一緒に行ったとする申立人の主張と一致する。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその夫は、昭和 55 年 3 月又は同年 4 月頃に加入手続を行ったものと推認でき、その時点では、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後は、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間直後の昭和 55 年 4 月から申立人が厚生年金保険に加入する直前の平成 10 年 10 月までの申立人及びその夫の保険料は、申立人の主張のとおり、夫婦共に全て前納されており、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

加えて、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、12 か月

と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和44年*月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚して転居するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、その母親は、申立期間を含み、自身の保険料を、国民年金制度発足当初から全て納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立人自身も、申立期間を除き、60歳になるまでの保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和45年4月又は同年5月に行われたと推認され、同加入手続き時点においては、申立期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間であり、申立人が、申立期間当時居住していた町の国民年金被保険者名簿の「保険料徴収済記録欄」によると、現に、申立期間直後の45年4月から46年1月までの保険料を遡って同年同月に納付していることが確認できることから、保険料の納付意識の高かったその母親が、5か月と短期間である申立期間の保険料を、同様に遡って納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚してしばらくした昭和 48 年 3 月に、国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、60 歳に到達するまで全て納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 48 年 3 月に国民年金に任意加入した後、60 歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付していたと主張しているところ、申立人から提出された 59 年の確定申告書（控）には、申立人の保険料としての支払額が記載されており、その金額は、同年の 1 年間の保険料額と一致していることから、申立期間のうち、同年 7 月から同年 12 月までは保険料を納付していたものと推認される。

2 一方、昭和 60 年の確定申告書（控）には国民年金保険料の控除欄に金額の記載は無く、61 年の確定申告書（控）には国民年金保険料の控除欄に金額の記載はあるが、記録上納付済みとなっている期間の保険料と一致していることから、当該確定申告書から申立期間のうち、60 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料を納付していなかったものとするのが合理的である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 42 年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。その後、私が結婚するまで、母親が、集金人に、私、母親及び叔母の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 42 年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が結婚するまで、その母親が、集金人に、申立人、その母親及び叔母の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているところ、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度が発足した 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの国民年金の被保険者期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和 43 年 7 月に発行されていること、及び申立人の国民年金保険料が最初に納付されたのは、同年同月であることが、申立人の被保険者名簿により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、保険料の納付意欲が高かったと認められるその母親が、7 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から申立人が結婚した 46 年 5 月の前月までの申立人、その母親及び叔母の国民年金保険料は、全て納付済みと

されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5292

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 5 月に会社を退職した後しばらくして、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が、退職してから加入手続を行うまで未納となっていた保険料を、金融機関でまとめて 4 万 5,000 円ぐらい納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 5 月に会社を退職した後しばらくして、国民年金の加入手続を行い、退職してから加入手続を行うまで未納となっていた国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、57 年 4 月と推認でき、その時点では申立期間の保険料をまとめて納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納期間は存在しない上、前納制度を利用している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 11 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月及び6年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から5年4月まで
② 平成5年9月
③ 平成6年11月

私は、平成7年頃、町役場で国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員から、未納となっていた20歳からの国民年金保険料を遡って納付することができるというので、過去の保険料を分割で納付するために手続を行い、後日郵送されてきた納付書により、月末又は月初に現年度保険料と併せて申立期間①、②及び③の保険料を金融機関で納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたとする金融機関は実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、申立人のオンライン記録によると、申立期間②及び③の前後の期間の保険料は、月末又は月初に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張と一致するとともに、申立期間②及び③は、それぞれ1か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、未納となっていた20歳からの国民年金保険料を、分割して遡って納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後

の番号の被保険者の第3号被保険者資格取得手続日からみて、平成7年4月頃と推認でき、その時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年9月及び6年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月から同年11月までの期間及び55年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年12月まで
② 昭和48年8月から49年1月まで
③ 昭和55年9月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は、国民年金制度が開始された当時、母親が行ってくれた。国民年金保険料については、結婚するまで、町内会の集金で母親が納付してくれていた。

結婚後の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により郵便局で自ら納付していた。申立期間①の保険料も郵便局で納付しており、領収書も所持している。年金事務所からの回答では、当該期間の保険料を還付するとのことであるが、還付には納得できないので、現在、受給中の老齢年金に加算してほしい。

その他の未加入とされている申立期間②及び③の国民年金保険料についても、同様に納付書により郵便局で納付しているはずなので、未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年4月から同年12月までの期間について、申立人の所持する領収書から、当該期間の9か月分の国民年金保険料を郵便局で過年度納付していたこと、及び申立人の所持する国民年金手帳から、当該期間当時、強制加入被保険者期間とされていたことが確認できる。

また、申立人は、昭和46年3月に結婚し、厚生年金保険被保険者である夫の妻となっていることから、同年同月以降における国民年金の被保険者種別は任意加入被保険者となるが、申立人の所持する年金手帳には、同年12月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、強制加入被保険者と

されていた記載があり、実際に申立人へ過年度の国民年金保険料の納付書が発行されていることから、申立期間①当時、申立人が国民年金の強制加入被保険者とされていたことは明らかである。しかし、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間①が未加入期間とされていることに加え、当該過年度納付書の発行に当たって、申立人が保険料を納付すべき期間は、46年4月から同年12月までの9か月とされているが、同年12月については、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の被保険者となり得ない期間であり、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことが認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和46年3月について、申立人は、結婚に伴い住所を変更しており、申立人の所持する国民年金手帳には、その住所変更の手続きを適切に行っていることの記載がある。当該期間の前月まで強制加入被保険者として国民年金保険料を納付している申立人が、当該期間のみ納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間③について、申立人の所持する年金手帳から、申立人は、昭和58年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、49年2月以降が任意加入被保険者とされているが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では未加入期間とされており、当該期間においても、当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その上、申立期間③の直前の期間については、申立人は、厚生年金保険に加入中の期間であるが、当該期間中である昭和55年6月に36年4月から44年3月までの96か月にわたる国民年金保険料を第3回特例納付を利用して一括納付し、その額が40万円近くに及ぶことから、申立人は加入期間における保険料の未納を解消しようとする強い意思があったものとうかがわれ、このような申立人が、加入期間とされていた申立期間③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、当該期間についても郵送された納付書により国民年金保険料を納付していたはずであると述べている。しかし、申立人は、当該期間、国民年金への加入は任意であり、自身の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、未加入と記録され、任意加入した時期も、昭和49年2月21日と全ての記録が一致していることに加え、制度上、任意加入の場合、加入を申し出た日が被保険者資格の取得日となるため、遡って被保険者資格を取得することも、保険料を納付することもできないことから、申立期間②については、未加入であり、納付書が発行されることもなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付を示す周

辺事情もうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 46 年 12 月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者期間となり得る期間ではないことから、同期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年11月まで

私の母親は、時期は定かではないが、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が21歳か22歳の頃、20歳からの未納期間に係る納付書が自宅に届いたことから、私の母親がまとめて区役所か金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳か22歳の頃、20歳からの未納期間の国民年金保険料の納付書が自宅に届いたことから、その母親が区役所か金融機関でまとめて遡って納付したと主張しているところ、当時、過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所（当時）から未納者全員に対して少なくとも1回は納付書を発行するものとされていたことが確認できる上、当時金融機関で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の口座振替手続を行った後に、申立期間の保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人の居住していた区の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立期間後である平成4年12月以後の保険料は口座振替により納付していることが確認できることから、申立人が21歳か22歳の頃、その母親が保険料を遡ってまとめて納付したとする期間は申立期間であったものと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間の

みであり、かつ 11 か月と短期間である上、申立人の弟が学生であった期間の保険料も申立人の母親が納付していたとしているところ、その弟の国民年金加入期間の保険料は全て納付していることが確認できることから、申立人の母親が申立人の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から42年3月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

申立期間①について、私は20歳のとき、大学生であったが、父親から国民年金に任意加入するかどうかを聞かれたので、「加入する。」と答えた記憶があり、昭和40年1月頃、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間②について、最初の会社を辞めた後、自営業を始めたので、当時居住していた区の区役所で、私が、私と妻の国民年金の加入手続きを行い、区役所の出張所や金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは、昭和45年2月と推認され、以後、申立期間②を除き、27年以上にわたる国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、一緒に納付していたとするその妻の保険料も、おおむね納付済みであることから、申立人は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和40年1月頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人自身は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は、既に他界しているため、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、上記1のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和45年2月と推認され、40年1月頃とする申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に既に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されなければならないが、その形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①の国民年金被保険者資格が平成10年4月に追加処理されていることが確認できることから、その時点までは当該期間は国民年金に未加入であり、当該期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

私は、昭和55年6月に会社を退職する際に、会社から国民年金の加入の案内があったので、退職後に、市役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたので、金融機関で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月に会社を退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したのは、同年7月であることが、申立人の所持する年金手帳から確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致する。

また、申立期間は、任意加入期間であり、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得した昭和55年7月から申立期間直前の57年3月までの国民年金保険料は全て納付済みとされている上、申立期間当時、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの期間及び55年7月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年12月まで
② 昭和55年7月から57年7月まで

私は、申立期間①及び②当時、私の夫が公務員であったため、私の国民年金保険料が未納であると夫の仕事に何らかの影響があると思っていたので、未納期間が無いように保険料を納付していた。

申立期間①の国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書により、私が遡ってまとめて納付した。

申立期間②について、私は、昭和57年8月から会社で働くため、任意加入被保険者の資格喪失手続を行おうとした際に、区役所の職員から国民年金保険料の未納期間があると言われたため、後日、夫のボーナスから、10万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて郵便局又は金融機関で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自宅に送られてきた納付書により、申立期間①の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和49年度の備考欄に「51 納付書」の印が押されていることが確認でき、申立期間①の過年度納付書が発行されていたことが推認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①に近接する昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、当初、未納とされていたが、申立人の特殊台帳では納付を示す印が押されていたことから、納付済みに記録訂正されており、行政側

の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある上、申立期間①は、9か月と短期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和55年度の備考欄に「56納付書」、56年度の備考欄に「57納付書」の印が押されていることが確認でき、申立期間②の大半の期間について、過年度納付書が発行されていたことが推認できる上、申立人は、夫のボーナスから、10万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間②の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の夫は、「妻（申立人）から、申立期間②が未納であったため、申立期間②の国民年金保険料として10万円ぐらいを私の夏のボーナスから工面し、納付したことを聞いた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私は、親の勧めで国民年金に任意加入したと思うが、昭和56年1月頃にやめる手続を行った。やめた理由については、思い出せないが、加入期間の国民年金保険料を全て納付した上で、やめることができたと思うので、納付しなければならない保険料については、市役所で全て納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

納付しなくてはならない国民年金保険料を全て納付した上で、昭和56年1月頃に国民年金の資格喪失手続を行ったとする申立人の主張については、申立人の所持する年金手帳及び申立人の特殊台帳では、いずれも同年同月29日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、特殊台帳に当該資格喪失日が記載されていることから、58年頃から始まった記録のオンライン化の前に当該資格喪失手続が行われたと推認できることに加え、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料については、未納が無いことから、不自然さは見当たらない。

また、特殊台帳の記載から、申立人は、任意加入期間における国民年金保険料については、申立期間直前までの44か月分を全て現年度納付していることを踏まえると、資格喪失の手続を行っていながら、喪失直前のわずか3か月の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変更は無いなど、生活状況に変化

は認められず、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付が困難であったと
ことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5300

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年12月まで

私は、昭和56年5月に会社を設立した際に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続と国民健康保険の加入手続を行った。手続後の国民年金保険料については、私の妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間に係る妻の保険料は納付済みとされている上、妻は、「夫（申立人）が国民年金への切替手続を行った後、私が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年1月から15年3月までは59万円、同年4月及び同年5月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年1月6日から15年6月20日まで
私は、平成11年1月から22年4月まで、A社に勤務していた。ねんきん定期便を見たところ、11年1月から15年5月までの標準報酬月額が36万円となっているが、実際には、もっと高い報酬であった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書（平成11年1月から同年7月まで、同年9月及び同年10月、同年12月、12年2月から同年6月まで、同年8月から14年4月まで、同年6月から同年12月まで、15年3月から同年5月まで）及び給与所得の源泉徴収票（12年分から15年分まで）の保険料控除額から、申立人は、申立期間のうち、11年1月から同年7月まで、同年

9月及び同年10月、同年12月から15年3月までは59万円、同年4月及び同年5月は62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、申立人が給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を所持していない平成11年8月及び同年11月の標準報酬月額については、その前後の期間の給与支給額及び保険料控除額から59万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元取締役は資料が無いため不明としているが、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月30日から3年1月1日まで

私は、A社に昭和35年4月1日に入社以来、一度も退職することなく平成16年11月17日まで継続して勤務し定年を迎えたが、B社からA社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間の給与明細書等を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社の事務担当者の証言及び申立人が所持している給与明細書により、申立人は同社のグループ会社に継続して勤務し（平成3年1月1日に、B社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人が所持する給与明細書の報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、B社は、平成2年12

月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は、申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間においても法人の事業所であったことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているが、申立期間においてB社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、20 年 9 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 18 年 4 月から同年 6 月までは 20 円、同年 7 月から 19 年 5 月までは 30 円、同年 6 月から 20 年 8 月までは 40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 6 日から 20 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 18 年 4 月 1 日に A 社に入社し、B 職として同社に勤務していた。20 年 2 月 25 日に海軍航空隊に入隊し、終戦後、復員した。申立期間の労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険被保険者台帳索引票において、申立人と同姓同名かつ生年月日の同じ者が、昭和 18 年 4 月 6 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の記載が確認できる。

また、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿をみると、上記被保険者台帳索引票の記号番号で、申立人と同姓同名かつ生年月日の同じ者が、昭和 18 年 4 月 6 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、20 年 5 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨が記載された基礎年金番号に未統合の労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、同期入社で、A 社で被保険者記録のある同僚の一人は、申立人が同社に勤務していたことを記憶している上、申立人と同姓同名の者はほ

かにいなかったと供述していることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿の記録によると、前述のとおり、申立人は、同社において昭和20年5月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したと記載されているが、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格喪失日は同年8月15日と記載されており、資格喪失日は一致していない。

また、厚生労働省社会・援護局が証明する申立人の軍歴証明書によると、申立人が、昭和20年2月25日から同年9月1日までの期間において、海軍航空隊に従軍していたことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月6日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、軍歴証明における現役満期日である20年9月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び上記被保険者台帳の記録から、昭和18年4月から同年6月までは20円、同年7月から19年5月までは30円、同年6月から20年8月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年12月31日まで

私は、平成2年4月からA社に勤務し、給与月額は約100万円であったが、勤務期間のうち、3年3月1日から同年12月31日までの期間の標準報酬月額が53万円から24万円に減額されている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年12月31日）より後の4年3月4日付けで、遡って24万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の5名についても標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本によると、申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、申立人の同僚は、「申立人は、私と同様に営業担当取締役であり、社会保険関係業務には一切関わっていなかった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和24年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を、また、C社の事業主は、申立人が45年5月1日に同資格を取得し46年12月23日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年8月及び同年9月は6,000円、同年10月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年6月までは1万8,000円、45年5月から46年10月までは10万円、同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年8月1日から30年7月1日まで
② 昭和45年5月1日から46年12月23日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の記録が無い。また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間②の記録が無い。夫は、A社及びB社においてE職として勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、A社に勤務していた当時の写真、昭和29年3月21日付けの辞令及び26年11月及び同年12月の給与明細書から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿として、1冊の名簿が確認できるところ、当該被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者記録（昭和24年8月1日資格取得、25年6月1日資格喪失）、申立人と同姓同名で生年月日が1日相違する被保険者記録（27年1月6日資格取得、資格喪失日の記載無し）、申立人と同姓同名で生年月日が1日相違する被保険者記録（29年7月1日資格取得、資格喪失日の記載無し）及び申立人の氏名と漢字表記が異なり、生年月日が1日相違する被保険者記録（29年7月1日資格取得、30年7月1日資格喪失）が確認でき、これら4つの被保険者記録は同一の被保険者番号となっている。

これらのことから、上記の4つの被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

一方、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、上記の被保険者記録の手帳記号番号は、申立人と氏名が二字相違し生年月日が異なるA社の元従業員に払い出されているが、上記の被保険者名簿において、当該手帳記号番号は申立人及び上記元従業員に重複して使用されている。

また、申立人がA社の後に勤務したB社においても、上記の手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号として使用され、かつ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該手帳記号番号は、昭和60年11月5日付けで、申立人の基礎年金番号として管理されている手帳記号番号に訂正されていることが確認できる。

さらに、上述のとおり、上記の4つの被保険者記録には、生年月日や氏名の漢字表記の誤記載及び資格喪失日の未記入などの記載内容の不備が散見される上、1冊の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているにもかかわらず、資格取得日が同日となっている記録が存在するなど、不整合な記載内容となっている記録も確認できることから、社会保険事務所において申立人のA社における被保険者記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和24年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和24年8月及び同年9月は6,000円、同年10月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び勤務時の写真から、申立人が当該期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の氏名と漢字表記が異なり、生年月日が同一の被保険者記録（昭和45年5月1日資格取得、46年12月23日資格喪失）が確認できる。

また、企業年金連合会からの中脱記録照会結果によると、申立人は、C社がD厚生年金基金に加入した昭和46年1月1日に同基金に加入し、同年12月23日に脱退していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者原票の記録は申立人の記録であり、C社の事業主は、申立人が昭和45年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年12月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、昭和45年5月から46年10月までは10万円、同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 5310

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和22年8月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月15日から22年8月1日まで

夫は、昭和17年6月にA社に入社し、申立期間もC職として継続して勤務していた。最後は、B社E営業所に勤務していたが、22年7月末で同社E営業所が休止になったため、同社を退職したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和19年4月15日となっている。

しかし、申立期間当時、B社E営業所の同僚であった申立人の妻は、「B社E営業所は昭和22年7月31日で営業休止になった。当時、夫は、異動予定の営業所には通勤できないため、F社に移ると話していた。」と述べているところ、「B社五十年史」によると、「E営業所は、同年8月1日から休止予定。」との記述がある上、F社は、「申立人は同年9月1日に当社に入社した記録がある。」と回答しており、申立人の妻が主張する申立人の退社日に係る供述に不自然さは無く信憑性^{びよう}があることから、申立人は、申立期間に申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は申立期間においてB社と合併していたところ、申立人のオ

ンライン記録におけるA社の被保険者記録に対応する記載が、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の双方において確認できる。

しかしながら、当該両被保険者名簿において、オンライン記録における資格喪失日より後の日付で標準報酬月額の変更の記載が確認できることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和19年4月15日と届け出たとは考え難い。

また、当該両被保険者名簿には、申立人の資格喪失日の記載は無い上、記載されている申立人の標準報酬月額の改定時期及び等級は、それぞれの被保険者名簿で異なっており、社会保険事務所（当時）における申立人の年金記録の管理が適切であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和22年8月1日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年1月1日から5年12月16日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を4年1月から5年6月までは47万円、同年7月から同年11月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から5年12月16日まで
② 平成6年1月5日から同年3月29日まで
③ 平成7年6月1日から9年2月26日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における平成4年1月1日から5年12月16日までの期間の標準報酬月額が実際の報酬額よりも低額で記録されている。30万円ぐらいであったと思うので調査をして記録を訂正してほしい。

また、B社及びC社の標準報酬月額についても、実際の給与額よりも低額に記録されている。給与は30万円ぐらいであったと思うので調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から5年6月までは47万円、同年7月から同年11月までは20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年12月16日）より後の6年1月19日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の3名についても標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間①当時は取締

役であったことが確認できるところ、同僚の取締役は、「申立人は、A社ではE職を担当していた。」と述べている上、D地方第三者委員会の調査において同社のほかの取締役が、「標準報酬月額の遡っての減額訂正処理については、代表取締役と総務担当役員が行った。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た平成4年1月から5年6月までは47万円、同年7月から同年11月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該期間のうち、平成5年7月から同年11月までの標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、申立人は当時の給与は30万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、平成5年7月1日付けの随時改定及び同年10月1日付けの定時決定については、遡って訂正された等の不自然な処理が行われた形跡は無い。

また、申立人は、「当時、給与は手渡しであり、給与明細書は無かった。」としている上、事業主は既に死亡しているため、申立人の給与支払額及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②及び③について、オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、申立期間②は10万4,000円、申立期間③は22万円と記録されているところ、申立人は当時の給与は30万円ぐらいであったので、標準報酬月額が低いと主張している。

しかしながら、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録については、遡って訂正された等の不自然な処理が行われた形跡は無い。

また、申立期間②及び③における申立人のオンライン記録上の勤務先事業所は、B社及びC社とされているが、申立人は、当時の給与はA社の社長から受け取っていたとしているところ、同社の社長は既に死亡しているため、申立人の実際の給与支払額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②及び③における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、B社及びC社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の保険料控除を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B工場において昭和32年12月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に同社C工場において同資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た同年11月及び同年12月の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社C工場における同資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和32年11月1日から33年1月1日まで

夫は、A社に昭和20年12月1日から44年6月30日まで勤務していたが、厚生年金保険加入記録を確認したところ、同社B工場から同社C工場に異動した時期と思われる申立期間①の記録が無い。また、申立期間②において同社C工場に異動した時の標準報酬月額が同社B工場の標準報酬月額よりも低くなっているが、給与の金額が下がった記憶は無い。同社に継続して勤務していた夫の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、事業所名は不明であるものの、昭和32年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年11月1日に被保険者資格を取得しており、同年11月の標準報酬月額は1万4,000円、同年12月の標準報酬月額は1万6,000円と記録されている。

しかし、申立人の雇用保険の記録及び元同僚の供述から、申立人が申立

期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和32年10月の定時決定の記載が確認できる上、被保険者資格の喪失日は同年12月10日となっている。

さらに、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日は昭和32年12月10日と記載されており、同年11月及び同年12月の標準報酬月額が1万8,000円となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において昭和32年12月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に同社C工場において同資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、事業主が社会保険事務所へ届け出た申立期間②の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社C工場における同資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年9月12日から同年10月15日まで
私は、昭和20年4月に疎開先の近くにあったA社B製作所に入社し、戦時中はE職に従事し、戦後はF職に従事していた。23年6月に工場が全壊し、残務整理をして同年11月10日に所長命令を受けて同社D工場へ異動した。厚生年金保険の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が空白となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B製作所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B製作所は、昭和23年9月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和23年10月の社会保険事務所（当時）の記録から5,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月26日から同年4月1日まで

私は、A社に勤務していた期間の昭和48年4月に、D学校に入学するために同社B支社から同社本社へ異動することになった。

昭和49年3月26日までD学校で過ごし、同日付けでA社本社から同社B支社へ異動したので、同社B支社における資格取得日を同年3月26日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の従業員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和49年3月26日に、同社本社から同社B支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

平成19年12月21日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無いことが判明し、その後、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、賞与支払日から2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことであった。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払日から2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

平成19年12月21日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無いことが判明し、その後、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、賞与支払日から2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことであった。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払日から2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

平成19年12月21日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無いことが判明し、その後、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、賞与支払日から2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことであった。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払日から2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

平成19年12月21日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無いことが判明し、その後、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、賞与支払日から2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことであった。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払日から2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和24年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月1日から同年3月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた昭和24年1月1日から同年3月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。申立期間における勤務地は、はっきりしないが、同社本社から同社B営業所に転勤した時期だと思う。申立期間は、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年1月1日に、同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和24年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っていたため、昭和24年1月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張してい

るが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月27日は29万7,000円、同年12月22日は30万6,000円、19年8月3日は30万円、同年12月20日は30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日

厚生年金保険の記録によると、平成18年8月から19年12月までの期間における4回の賞与の記録が欠落している。賞与支払台帳では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支払台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成18年7月27日は29万7,000円、同年12月22日は30万6,000円、19年8月3日は30万円、同年12月20日は30万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B営業所における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和27年4月21日）及び資格取得日（昭和29年1月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月21日から29年1月1日まで

昭和27年3月にA社に入社し、同社B営業所に在籍のままC社に出向して35年7月頃まで勤務していた。出向期間中における厚生年金保険被保険者期間の一部が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B営業所において昭和27年3月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月21日に同資格を喪失後、29年1月1日に同社B営業所において再度資格を取得しており、27年4月から28年12月までの被保険者記録が無い。

しかし、D社が保管している申立人の社員人事記録に記載された職歴及び同僚の供述から、申立人は、昭和27年3月13日から35年7月20日までC社に出向していたことが確認できる。

また、D社が保管する当時の就業規則には、社会保険料の本人負担分を給与から控除する旨の記載があり、同社は、「出向期間中においても申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」と回答している上、申立人と同様に厚生年金保険の欠落期間がある同僚について、同社は「同人の定年退職時には、欠落期間の対応方法が無かったため、就業

規則に基づき給与から厚生年金保険料を控除していたとして、特別退職金で補償を行った。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間に申立人と同様にC社に出向していた別の同僚には、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和27年3月及び29年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から28年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年11月10日から30年3月29日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をB社（現在は、D社）C支店の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月2日から同年11月1日まで
② 昭和29年11月10日から30年3月29日まで

私は、昭和27年8月2日からA社に勤務していたが、同年8月2日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社がB社と合併し、B社C支店に配属となった期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた報酬額より低く届け出されている。当時受け取った辞令には本給が1万5,000円となっており、その他の諸手当を含めるとそれ以上の報酬を受け取っていたと記憶しているので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、A社がB社と合併し、同社C支店に配属となった時の本給が1万5,000円で、主任手当が1,000円だったと述べているところ、D社が保管するB社の人事記録には、同社C支店における申立人の昭和29年11月10日の本給は1万5,000円、発令事項の欄に主任と記載され、同社E支店に異動となった30年3月29日の本給が1万

5,200円となっていることが確認できる。

また、B社E支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において昭和30年3月29日に資格を取得した際の標準報酬月額は1万8,000円となっていることが確認できる。

さらに、D社の担当者は、当時の保険料控除を確認できる資料は無いが、B社C支店の本給と同社E支店の本給に大差がないことから、同社C支店においても同社E支店と同等の報酬額が支給され、同等の保険料を控除していたと思うと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、D社が保管するB社の人事記録から、申立人が昭和27年8月から29年11月までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同僚は、A社に入社したとする日と厚生年金保険に加入した日は同日ではなく、数箇月の試用期間があったと述べている上、申立人が記憶する同僚は、申立人が入社した時には既に勤務していたと述べているが、同者の同社に係る厚生年金保険の資格取得日は申立人が入社したとする日の前日の昭和27年8月1日となっていることが確認できる。

また、当時の担当者及び当時の事業主は連絡先が不明であり、D社は、保険料控除についての当時の資料が無いとしており、当時の状況が確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A社に係る被保険者資格の取得日は昭和27年11月1日となっており、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致する。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月30日から同年7月1日まで
厚生年金保険の記録によると、昭和36年7月1日にA社B事業所からC社D事業所に転勤した時の同年6月の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。C社は同年7月1日にA社の事業の一部を引継ぎ設立された事業所であり、申立期間は、継続して勤務していた。

A社とC社が発行した辞令があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社とC社が発行した辞令から判断すると、申立人がA社に昭和36年6月30日まで継続して勤務し（昭和36年7月1日にA社B事業所からC社D事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和36年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日

を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社C支店から同社D支店に転勤した際の昭和37年5月の同社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の人事記録及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年6月1日に、同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和37年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 36 年 5 月 6 日に、厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 6 日から同年 7 月 10 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、昭和 36 年 5 月 6 日から同年 7 月 10 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、同年 5 月 6 日に同社に入社し、37 年 9 月まで勤務していた。私が所持している厚生年金保険被保険者証には資格取得日が 36 年 5 月 6 日と記載されているが、厚生年金保険の記録では同年 7 月 10 日に資格取得となっている。調査をして当該期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月 6 日に A 社に入社し、37 年 9 月まで勤務していたと述べているところ、同社において 36 年 8 月まで勤務していた同僚は、「申立人のことを知っている。申立人の同社の入社日をはっきりと記憶している訳ではないが、申立人と少なくとも数箇月程度は一緒に在籍していたと思う。同社には申立人のほかにも女性事務員が勤務していた。」と回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人以外に女性一人が同年 5 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

一方、上記被保険者名簿において、申立人の被保険者記録の備考欄に「報酬訂正」及び「取得年月日訂正」の記述があり、申立人の同社におけ

る厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和 36 年 5 月 6 日から同年 7 月 10 日に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の標準報酬月額を訂正した形跡は確認できない上、当該備考欄の記述は抹消された形跡が確認できる。

また、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証には、申立人の資格取得日は、昭和 36 年 5 月 6 日と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者番号払出簿においても、申立人の資格取得日は同年 5 月 6 日と記載されており、資格取得日は訂正されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 36 年 5 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月は18万円、同年7月から5年3月までは20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年4月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成2年3月15日から5年3月31日までA社に勤務していた期間のうち、4年6月30日から5年4月1日までの被保険者記録が無い。給与明細書から厚生年金保険の保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成2年3月15日から5年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である5年3月31日より後の同年5月10日に、遡って行われていることが確認できる。

また、申立人と同様に、32名の厚生年金保険被保険者についても、平成4年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理が、遡って行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は、有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である5年4月1日であると認められ

る。

なお、申立期間の標準報酬月額は、平成4年6月は18万円、同年7月から5年3月は20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年2月1日から6年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、4年2月から同年7月までは18万円、同年8月から5年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち平成6年1月31日から同年3月4日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月4日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から同年3月4日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、平成4年2月1日から6年1月31日までの期間の標準報酬月額が実際の給与より低く記録され、資格喪失日が同年1月31日と記録されているが、資格喪失日以降も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の標準報酬月額及び資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年7月までは18万円、同年8月から5年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年3月1日）より後の同年3月4日付けで8万円に引き下げられてい

ることが確認できる上、申立人を除く 72 名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当時の事業主から、「申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所へ相談に行った。」との回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所へ届け出た、平成4年2月から同年7月までは18万円、同年8月から5年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは38万円と訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成6年1月31日となっている。

しかし、申立人と同様に平成6年1月31日に資格を喪失した記録がある同僚が、「私の被保険者期間は記録どおりだが、私が退職した時点では、申立人はまだ在籍していた。」と述べている上、当時の事業主が、「明確に記憶している訳では無いが、申立人は当該期間においても勤務していたと思う。」旨の回答をしていることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人が平成6年1月31日にA社における被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年3月1日）より後の同年3月4日付けで行われていることが確認できる上、申立人を除く48名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の事業主から、「申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所へ相談に行った。資格喪失処理は、社会保険事務所からの指示に従ったものだ。」との回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年3月4日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、A社における平成5年12月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 7 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 4 日から同年 7 月 7 日まで

私は、昭和 23 年 8 月から 34 年 7 月まで駐留軍に継続して勤務していたが、25 年 4 月 4 日から同年 7 月 7 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。駐留軍勤務の証明書である厚生年金保険被保険者資格確認票を持っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が社会保険事務所を通じて昭和 42 年に入手した渉外労務管理事務所作成の厚生年金保険被保険者資格確認票によると、申立人は 24 年 6 月 1 日から 25 年 7 月 6 日まで A 社 B 事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C 渉外労務管理事務所は、「厚生年金保険被保険者資格確認票は、渉外労務管理事務所が当時の資料を確認した上で発行したものである。」と回答している。

さらに、日本年金機構 E 事務センター及び所轄年金事務所によると、「厚生年金保険被保険者資格確認票は、期間調査の一貫として作成されたものであった。米軍関係の部隊は、編成を繰り返しているため、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整備がそれに追いついておらず、渉外労務管理事務所には厚生年金保険被保険者資格確認票を発行してもらい、D 地区の

米軍関連従事者のオンライン記録整備に活用した経緯があり、これに記録があることは、厚生年金保険に加入していたと判断してよい。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 7 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における昭和 25 年 3 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年10月から7年6月までの標準報酬月額及び10年4月から同年9月までの標準報酬月額について、6年10月から7年6月までは14万2,000円、10年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月2日から10年12月8日まで

私は、平成2年4月2日から10年12月7日までの期間、A社（現在は、B社）に勤務していたが、実際に受け取っていた報酬と標準報酬月額が異なる上、ねんきん定期便に記載された保険料納付額も一部相違している。残っている給与支払明細書等を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、平成6年10月から7年6月までの標準報酬月額については、申立人が提出した6年分及び7年分給与所得の源泉徴収票から、6年10月から7年6月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち平成10年4月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人の所持する同年4月の給与明細書において、申立人がオンラ

イン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）より低い標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、同年5月の給与明細書において、申立人がオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（26万円）より高い標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、同年6月の給与明細書において、申立人がオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、及び同年7月から同年9月までの給与明細書において、申立人がオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）より低い標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年10月から7年6月までの期間及び10年4月から同年9月までの期間についての厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無いため不明。」と回答している上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成2年4月から5年12月までの標準報酬月額については、B社は、「当時の資料が無いため不明。」と回答している上、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間の標準報酬月額を確認することができない。

また、平成6年1月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人が提出した平成6年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年7月から10年3月までの標準報酬月額並びに同年10月及び同年11月の標準報酬月額については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月30日から同年7月1日まで
私は、昭和27年にC社（現在は、B社）に入社し、63年に定年退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る社員プロフィール、退職者一覧台帳、福祉年金受給申込書、雇用保険の被保険者記録及びE健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（同社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年7月1日であったことが確認でき、申立人の申立期間における被保険者資格は、本来、A社において引き続き有すべきものであると認められることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、保存期限経過のため資料が残っておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和62年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和62年4月16日から63年9月30日まで非常勤C職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録によると、62年5月1日から同年10月1日までの期間が被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び出勤簿から判断すると、申立人は申立期間においてA社にC職として勤務し、勤務時間については常勤職員とほぼ同一水準であったものと認められる。

また、B社の社会保険事務の担当者は、「C職であっても、勤務する時間が常勤職員の1週間当たりの4分の3以上あれば、厚生年金保険に加入することになっていた。」と回答している。

さらに、A社において申立期間にC職として勤務した6名の同僚は、全員が厚生年金保険の被保険者となっており、そのうち連絡を取ることができた3名は「A社は試用期間も無く、事業主から厚生年金保険の加入を希望するか否かの確認はなかった。」と回答しているところ、B社の現在の社会保険担当者は、「D社等からC職として来た場合、採用日が資格取得日となるよう厚生年金保険資格取得届を提出している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和62年10月のオンライン記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和34年2月から42年4月までA社に勤務していた。40年9月1日付けで同社B支社から本社管轄の同社C支店に転勤した。同じ会社内の転勤であり、給料も継続して支給されていたのに、厚生年金保険被保険者の記録に1か月の欠落期間があるのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社において継続して勤務し（昭和40年9月1日に同社B支社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に事業を廃止し、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しているため照会することができず、事業主が保険料を納付したか否かについての確認はできないが、事業主が申立人の資格喪失日を40年9月1日と届け出たにもかか

わらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年4月1日、同資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和35年11月18日にB社（現在は、A社）に正社員として入社し、平成11年12月6日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している申立人に係る人事カードから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社から同社C支店に、同年7月1日に同社C支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考

え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年8月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から7年1月20日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月から6年12月までは1か月に約50万円から60万円の給料を得ていた。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、最高等級だった標準報酬月額が、退職した後に引き下げられているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年1月20日）より後の7年4月4日付けで、申立期間の標準報酬月額が4年8月から6年10月までは8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、平成4年1月17日から6年7月5日までA社の取締役であったことが確認できるが、同僚の一人は、「申立人は、B職を担当しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標

準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た平成4年8月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川国民年金 事案 5301

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から62年6月まで

昭和56年4月に結婚した際、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を遡って納付することができるというので、53年11月から加入手続きを行ったときまでの保険料を何回かに分けて納付してくれた。それ以降の保険料は、妻が毎月納付してくれていた。それにもかかわらず、申立期間が、国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に結婚した際、その妻が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の加入手続き日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は平成元年9月頃と推認され、申立内容と一致しないことに加え、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続きを行ったとする時期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和56年4月の国民年金の加入手続き後、その妻が何回かに分けて53年11月までの国民年金保険料を遡って納付し、加入手続き以降の保険料は、毎月納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録によると、62年7月から平成元年9月までの保険料を同年10月以降に7回に分けて遡って納付していることが確認できることから、加入手続きを行ったとする昭和56年4月以降の保険料を毎月納付してくれていたとする申立人の主

張と一致しない上、申立人が述べるように遡って納付したのは、既に納付済みとなっている62年7月から平成元年9月までの保険料と考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年9月までの期間、同年12月及び61年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から同年9月まで
② 昭和60年12月
③ 昭和61年4月から同年10月まで

私は、昭和60年5月頃、最初に就職した会社から、社会保険に加入していないので、各自で国民年金と国民健康保険に加入するように言われたので、当時居住していた区の区役所の支所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。年金手帳にも被保険者資格の記録があるので、加入手続を行っているはずである。

国民年金保険料については、納付書により郵便局か金融機関で自ら納付していた。区役所の支所で、何回か国民年金の手続を行っているが、未納期間があれば指摘を受け、その場で保険料を納付していた。申立期間が未納であるならば、その手続の際に指摘を受けているはずであるが、そのような指摘を受けたことは無かったので、保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年5月頃、当時居住していたとする区の区役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期などから、平成元年4月頃と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成元年4月時点では、時効により、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが

できないことから、保険料の納付書が発行されるなど、保険料の納付を求められることは無かったと考えられる上、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の日付が明記されていることをもって、それぞれの期間について国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、年金手帳に記載された被保険者資格の取得及び喪失の記録は、国民年金に加入すべき期間が記載されるものであり、被保険者が実際にその時期に国民年金の加入や喪失の手続きを行ったこと、及び保険料の納付の有無を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月及び同年11月

私は、申立期間について、私の父親が経営する会社に勤務していたことから、厚生年金保険に加入しているものと思っていたところ、時期は不明であるが、申立期間が厚生年金保険に未加入であったことが判明したため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、担当窓口の職員から、「国民年金保険料の納付が可能うちに、遡って納付したらどうですか。」と言われたことを憶えている。申立期間の保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の未加入期間であったことが判明したため、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人は、加入手続を行った時期についての記憶が定かではなく、当時申立人が保険料の納付について話をしたとするその父親から聞き取りを行ったものの、そのような話を聞いた憶えは無いとしていることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和57年6月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、申立人は、ほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、区役所の担当窓口の職員から、「国民年金保険料の納付が可能なうちに、遡って納付したらどうですか。」と言われ、自宅に送付されてきた納付書により申立期間の保険料を遡って納付したと主張しているが、その主張は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 57 年 6 月の時点で遡って保険料の納付が可能であり、オンライン記録より保険料の納付が確認できる 56 年 4 月以降の保険料を遡って納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5304

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 49 年*月頃に、勤務先の事業主の妻に勧められたのを契機に、国民年金の加入手続を行い、後日、集金人から現在所持している年金手帳を受け取った。加入手続後の国民年金保険料については、会社に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 49 年*月頃に、国民年金の加入手続を行い、後日、年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人が当時交付されたとする年金手帳は、当時、発行されていた年金手帳と様式が異なっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 53 年 4 月と推認でき、その時点で申立期間のうち、49 年 3 月から 50 年 12 月までの期間の保険料は時効により納付できないこと、及び 51 年 1 月から 52 年 3 月までの過年度保険料は集金人に納付することができないことから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期から、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5305 (事案 851 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から52年3月まで

私は、勤務先の会社を退職した後、区役所で国民年金への切替を行った。当初は区役所で私が国民年金保険料を納付していたが、その後、金融機関で保険料を納付するようになった。結婚後は、妻が転居先の区の区役所で住所変更手続きを行い、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

前回は年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断は、私が、当初申し立てた際の口頭意見陳述において、もしかしたら私の母親が国民年金保険料を納付したかもしれないと話したことが、委員会の判断の決定理由にされていることから、新たに話したくないが、私は、長期にわたり保険料を納付しなかったはずはないことから、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚する前までは申立人又はその母親が、区役所及び金融機関で国民年金保険料を納付し、結婚後は申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人の口頭意見陳述においても、具体的な保険料の納付状況について証言が得られない上、申立人は、昭和50年3月の結婚後に申立人の妻が転居先の区の区役所で住所変更手続きを行ったと述べているが、申立人の所持する国民年金手帳には53年2月に住所変更手続きを行ったことが記載されており、申立内容と一致しないとの理由から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月6日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな資料や情報を提示したわけではないが、当初委員会において行った口頭意見陳述において、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等について話したことが、委員会の判断の決定理由にされていることに納得できなかったとしており、また、申立人は、今回新たに思い出したことは無いが記録訂正が認められないのは納得がいかないとの理由で再度申し立てたとしている。

このことについて、当委員会においては、申立人に対し昭和40年6月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に、申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度、調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらなかった。

したがって、今回の再申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5306 (事案 1802 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 13 年 10 月から 18 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 13 年 10 月から 18 年 9 月まで

私は、申立期間①当時経営していた店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、60 歳の頃に市役所を訪れた際、65 歳までの任意加入制度の説明を受けた。申立期間②については、市役所の窓口で用紙をもらい、市役所庁舎内の銀行窓口で 65 歳までの任意加入保険料 80 数万円を納付したはずである。

前回、申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかったことに納得がいかないため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立期間①については、当時経営していた店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、申立期間②については、60 歳の頃に市役所へ赴き、65 歳までの任意加入制度について説明を受けた上で、65 歳まで任意加入した場合に必要な保険料相当額 80 数万円を納付したと主張していた。これらの主張に対して、申立期間①については、申立人は申立期間①の途中で住所を変更しているが、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）では、転出先の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）に申立人の被保険者台帳が移管されたのは、申立期間①後の昭和 52 年 6 月とされており、その時点では、申立期間①の保険料は過年度納付になるため、申立人が主張するように集金人に納付することはできなかったとの理由から、次に、申立期間②については、申立人は 5 年分の保険料相当額として 80 数万円を納付したとしているが、その制度上、まとめて納付することができる

保険料は最長1年分であり、1年を超える保険料をまとめて納付することはできないとの理由から、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、昭和49年に申立人が「県知事指定食品衛生責任者認定講習会」の課程を修了した旨の修了証書、62年に発行された申立人が経営したとする店の営業許可証などを新たな資料として、また、当委員会の前回の決定について、「未納の理由を『制度上、過年度分の集金は不可能』としているが、大いに異議がある。」、「まとめて納付は1年だけのことですが、当時間違いなく『5年間の納付額』の提示を受けたのです。」などと記載した「年金記録の訂正他に関して」という書面を新たな情報として、当委員会に提出している。

しかし、申立人が新たな資料としている内容は、申立人の職業又はその職業に精励していたことを示すものであって、申立期間①及び②当時に、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる資料とは認められず、申立人が新たな情報としている内容も、前回の決定について異議を唱えているものであって、申立期間①及び②当時に、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる情報とは認められない。

また、申立人に対して行った聞き取りにおいても、「私は納付していたので、それが認められないのは納得できない。」旨を繰り返し述べるにとどまり、申立人が、今回の再申立てに当たり、新たな資料や情報としている内容についても具体的に説明は得られず、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したとの心証を得ることはできない。

したがって、今回の再申立ては当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5307

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から15年3月まで

私が、20歳になった平成14年*月頃に、自宅に年金手帳が郵送されてきた。申立期間は、学生納付特例期間であったことから、私の母親が、社会保険事務所（当時）に連絡をして、当該期間の国民年金保険料の納付書を送付してもらい、15年又は16年の暮れ頃にコンビニエンスストアで保険料を一括して納付した。申立期間が学生納付特例期間で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が一括で納付したと主張しているが、まとめて出金したとする申立人の母親の平成16年の預金口座記録では、まとまった金額が複数回出金されていることが確認できるものの、申立人は、同年以降に、保険料を前納によりまとめて2回納付しており、まとまった出金が必要であったことが考えられることなど、同記録からは、申立期間の保険料額を特定できず、預金口座記録をもって、申立期間の保険料を納付したものと推認することは困難である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入直後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から12年3月まで

私は、平成9年7月頃に、母親に強く勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料を2年間遡って納付することができるというので、後日、市役所で7年7月から9年6月までの保険料を、同年同月に預金口座から引き出した現金を使って遡って一括して納付した。その後の保険料については、送られてきた納付書を使用して、毎月、金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月頃に、その母親に勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料を2年間遡って納付することができるというので、後日、市役所で7年7月から9年6月までの保険料を、同年同月に預金口座から引き出した現金を使って遡って一括して納付したと主張しているが、同年7月の時点では、当該期間のうち、7年7月から9年3月までの保険料は、過年度保険料となり、制度上、市役所では納付することができない上、国民年金の加入手続を行う1か月も前に預金口座から現金を引き出して保険料の納付に備えたとする申立人の主張は不自然であることから、申立期間のうち、7年7月から9年6月までの保険料を遡って一括して納付したとは考えにくい。

また、申立人は、平成9年7月頃に、7年7月から9年6月までの国民年金保険料を遡って一括して納付した後は、同年7月から12年3月までの期間の保険料を、毎月、金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額についての記憶が定かではない上、当該期間

は、基礎年金番号が導入された9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていたため、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間、61 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 4 月の国民年金保険料、並びに 58 年 10 月から 61 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 61 年 12 月まで
④ 昭和 63 年 4 月

私は、会社を退職した昭和 57 年 7 月に、国民年金の加入手続を行った。その際に、付加年金にも加入し、口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料、申立期間③の付加保険料及び申立期間④の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 57 年 7 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金収納簿では、申立人の口座番号の記録及び口座振替による収納年月日は、62 年 1 月から記載されており、口座振替は同年同月から開始していることが確認でき、別の口座番号で振替していた形跡も無いことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間③について、申立人に係るオンライン記録及び国民年金収納簿では、当該期間のうち、定額保険料が納付済みとなっている期間は、保険料が過年度納付により納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付を行うことができないことから、申立人は、当該期間の付加

保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間④について、申立人は、上述のとおり、昭和 62 年 1 月から口座振替により国民年金保険料の納付を開始しているが、当該期間の保険料は残高不足のため口座振替により引き落とすことができなかったことが金融機関の普通預金元帳記録で確認できる上、申立人は、当該期間の保険料を納付書により納付したことは無いと述べていることから、申立人は当該期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料、並びに申立期間③及び④の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかにこれらの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料、並びに申立期間③及び④の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5310

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私が20歳になった平成4年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。国民年金保険料については、当時、私は学生で収入が無かったため、父親名義の銀行口座から口座振替により納付していた。私が学生であった申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年*月頃、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の父親名義の銀行口座から、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も、加入手続を行った時期及び保険料の口座振替の手続についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月に払い出されていることが確認できることから、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

私が 20 歳になった頃、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間①の国民年金保険料については、当時学生であった私に代わって、母親が納付してくれていたと思う。保険料の納付金額及び納付方法等については、母親に任せていたので分からない。

申立期間②の国民年金保険料については、就職したため、母親から自分で保険料を払うように言われたため、厚生年金保険に加入するまで、送付された納付書により自ら区役所で納付した。

申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった頃、その母親が区役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳到達直後に加入した被保険者の保険料の納付開始時期などから、早

くとも平成4年1月と推認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間①当時、学生で、国民年金に加入するには、任意加入することになるが、オンライン記録では、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和61年4月1日とされており、制度上、任意加入の場合には、加入手続日より遡って被保険者資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできないことから、申立期間①については、国民年金に加入できない期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の額や納付方法を具体的に記憶していないなど、保険料の納付状況が不明である。

また、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は、早くとも平成4年1月と推認でき、その時点で申立期間②の国民年金保険料は時効により納付することはできず、保険料の納付書も発行されなかったと考えられる。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間①当時から現在の手帳記号番号が払い出されるまで、住所に変更は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 2 月まで

私は、平成 11 年度の国民年金保険料の免除の申請を行ったが、「父親の収入が多い」との理由により却下された。社会保険事務所（当時）に納付が困難であることを伝えると、「後からでも払えます。」と言われたので、その年は納付しなかった。

その後、平成 12 年 4 月以降に、社会保険事務所から、11 年 4 月から 12 年 2 月までの国民年金保険料の納付書が送られてきたので、私の父親が、その保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の当該期間の保険料を納付したとするその父親は、平成 12 年 3 月頃及び同年 4 月頃、当該期間の保険料を 2 回に分けて郵便局又は金融機関で納付したと述べているが、2 回に分けたそれぞれの期間及び納付金額等を憶えていないなど、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父親が、上述のとおり、当該期間の保険料を納付したとする時期に実際に納付していた場合、発行されることの無い平成 11 年 6 月から 12 年 2 月までの納付書が、13 年 7 月 9 日に発行されている上、同納付書は未使用のまま保管されていることから、同日以降にも当該期間の保険料が納付されなかったと考えられる。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5313

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から55年12月まで

私は、昭和54年2月に会社を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、金融機関で納付していたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、56年1月に任意で国民年金の被保険者資格を取得した記載のある年金手帳を所持しており、その年金手帳以外に年金手帳を交付された記憶が無い上、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和56年1月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意の未加入期間で国民年金保険料を遡って納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年4月まで

平成2年4月頃、私の父親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたと思う。

私の父親は既に他界しているため、詳細は分からないが、申立期間が、国民年金に未加入及び国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月頃、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の両親の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料も納付してくれていたと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その父親も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成5年6月と推認され、申立人が主張する加入手続時期と一致せず、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、実際に、申立人は、その時点で納付可能な3年5月の保険料までは遡って納付していることが確認できる。

さらに、上記のとおり、平成5年6月に行われた国民年金の加入手続により、払い出された国民年金手帳記号番号で申立期間の国民年金保険料を納付することはできないため、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5315

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、昭和61年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入するまで、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、同番号に基づき、申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であることが推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も無い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料として、毎月納付していたとする金額は、当該期間の保険料月額と相違しており、推認される申立人の国民年金の加入手続時期の後に、現に納付している平成8年度及び9年度の保険料月額と概ね一致していることから、申立人が納付したとする保険料は、当該年度の分と考えられ、申立期間の保険料とは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川国民年金 事案 5316

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年10月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、平成4年8月に会社を退職した後、国民年金の被保険者資格を取得した。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が自宅に送付されてきた納付書によりきちんと納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月に会社を退職した後、国民年金の被保険者資格を取得したと主張しているが、具体的な加入手続についての記憶が曖昧であるとしている上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親も、申立人によれば、当時の記憶が定かではないことから、申立期間当時における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の記載やその前後の番号が付番された被保険者の記録などから平成8年5月に払い出されたものと推認できることから、その時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納期限までに納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5317

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月及び同年8月

私は、勤務先を退職後、時期や場所は定かではないが、私又は母親が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料も、私又は母親が、納付時期、場所、方法等をはっきりと憶えていないが、納付したと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身又はその母親が、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付したと思うと述べているが、申立人及びその母親は、切替手続きを行った時期や場所、保険料の納付時期、場所、方法及び金額を憶えていないと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録と同様に、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載は無く、申立人に既に付与されていた国民年金手帳記号番号で、当該期間について国民年金への加入手続きが行われた形跡は見当たらない上、別の手帳記号番号が払い出され、加入手続きが行われた可能性を精査したが、その事情もうかがえなかった。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年12月までの期間、44年8月から同年12月までの期間及び47年1月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年12月まで
② 昭和44年8月から同年12月まで
③ 昭和47年1月から49年2月まで

私は、昭和39年6月に会社を退職し、同年8月頃に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、金融機関で、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。44年8月及び46年12月に会社を退職した際も、時期ははっきり分からないが、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、金融機関で、申立期間②及び③の保険料を納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月に会社を退職し、同年8月頃に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、また、44年8月及び46年12月に会社を退職した際は、時期ははっきり分からないが、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、61年5月又は同年6月頃であると推認できることから、加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、加入手続きを行ったとする39年8月から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、金融機関で申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納

付していたと主張しているが、申立人が申立期間①、②及び③当時居住していた市において、金融機関で保険料を納付することができるようになったのは、昭和 46 年 4 月からであることが確認できることから、申立人が、申立期間①及び②当時に、金融機関で保険料を納付していたとは考え難い上、申立人は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①、②及び③当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5319

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 6 月まで

私は、会社を退職した昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付してきた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の加入手続日から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成元年 9 月頃と推認され、申立内容と一致しないことに加え、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、昭和 62 年 7 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料を同年 10 月以降に 7 回に分けて遡って納付していることが確認できることから、加入手続を行ったとする昭和 60 年 4 月以降の保険料を毎月納付してきたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月頃から 50 年 2 月頃まで
② 昭和 52 年 3 月頃から 54 年 6 月頃まで

私は、申立期間①について、A社でC職として勤務していた。同社は、D社の関連会社であり、作業現場はE市に所在した同社の工場であった。申立期間②について、F県G市に所在したB社（作業現場はF県に所在したH社の工場）でC職として勤務していた。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 46 年 5 月頃から 50 年 2 月頃までA社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、同僚の名前については姓のみの記憶であることから、同僚を特定できず、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、D社では、A社が関連会社であった記録は無いとしている上、E市を管轄する法務局に同社の商業登記の記録も確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社の所在地及び業務内容を記憶しており、同社の商業登記簿謄本の記載内容と一致することから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、B社は、昭和 48 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は、申立期間②において厚生年金保険被保険者の記録が無いことが確認できる。

また、B社は既に解散しており、事業主へ照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から45年10月1日まで

A社（現在は、B社）のC国にある現地法人D社に海外勤務していた期間のうち、昭和40年5月1日から帰国後の45年10月1日までの期間の標準報酬月額（3万9,000円）が同社で受け取っていた報酬月額に比べて低額である。申立期間の標準報酬月額が帰国直後の標準報酬月額の半分以下とは考えられないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、雇用保険の記録及びオンライン記録から、申立人がC国にある現地法人D社に出向した期間を含めて、昭和31年4月2日から平成5年4月11日までA社に勤務し、継続して厚生年金保険に加入していたことが確認でき、申立期間に係る標準報酬月額は、3万9,000円と記録されている。

これに対し、申立人は、C国にある現地法人D社に在任していた期間に受け取った報酬月額に比べ大幅に低額であり、申立期間に記録された標準報酬月額は、C国からA社に帰任した後の昭和45年10月の標準報酬月額（10万円）の半分以下となっていることは、あり得ないとしている。

しかしながら、B社は、「当時の賃金台帳などが残っていないことから、詳細は不明であるが、当時の海外出向者に対する厚生年金保険に係る標準報酬月額の取扱いは、当社の海外駐在員給与等取扱規程に基づき内地手当を基礎とし、算出されていたようである。当該取扱規程においては、現地に家族全員を帯同する場合は、基準賃金の40パーセントを支給すると定

められている。」と回答している。

また、複数の同僚も「海外赴任中は、内地手当が個人の銀行口座に振り込まれていた。」と供述している。

さらに、上記人事記録により、申立人は昭和 45 年 6 月 20 日付けで D 社から A 社 E 工場に異動していることが確認できるが、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が帰国後の同年 10 月に、標準報酬月額が 3 万 9,000 円から 10 万円に変更されており、事務手続上の不自然さも見当たらない。

加えて、申立人は、当時の給与明細書を所持しておらず、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月12日から25年8月1日まで
② 昭和25年10月31日から26年6月4日まで
③ 昭和26年7月16日から同年8月1日まで

私は、A社B工場に昭和23年4月に入社し、同社B工場が閉鎖される半年ぐらい前に退職した。その後、C社に2か月ほど勤務した後、26年10月は、D社に勤務した。

厚生年金保険の記録によると、申立期間①から③までの被保険者記録が無い。

E社会保険事務所（当時）が作成した厚生年金保険被保険者記録では、A社B工場での被保険者期間が昭和23年4月1日から26年8月1日までとなっている。申立期間①から③までについて、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当該期間においてA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚49名に照会したところ、35名から回答があったが、申立人が当該期間に勤務していたか否かについて明確な証言が得られない。

また、申立人が提出したE社会保険事務所の昭和48年11月19日作成の厚生年金保険被保険者記録には、申立人のA社B工場における被保険者記録は、23年4月1日資格取得、26年8月1日資格喪失と記載されていることが確認できるが、当該被保険者記録について、E年金事務所は、「E社会保険事務所が発行したものであるが、当時の資料が無いため、発行した経緯や記載内容の正当性は不明である。」と回答している上、申立

人は、上記の「厚生年金保険被保険者記録」においてA社B工場における被保険者期間とされている期間のうちの同年6月4日から同年7月16日までの期間においてC社の被保険者となっている。

さらに、上記の「厚生年金保険被保険者記録」においては、申立人の資格喪失日は、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和26年8月1日）と同日となっているが、申立人は、同社の退職時期を「同社B工場が閉鎖される半年ぐらい前であった。」と述べているところ、同社B工場の閉鎖は26年7月31日となっている。

加えて、オンライン記録、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社における被保険者記録は、昭和23年4月1日に資格を取得、24年10月12日に同資格を喪失し、その後、25年8月1日に再度資格を取得し、同年10月31日同資格を喪失と記録されており、これらの記録は全て一致していることが確認できる。

また、申立期間②については、A社B工場において、昭和25年8月1日に資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した複数の同僚が、「昭和25年10月頃に大幅な人員整理があり、会社から解雇された。」と証言している。

このほか、A社B工場は昭和26年8月1日に、同社本社は27年11月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の連絡先も不明であることから、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚10名に照会したところ、回答があった同僚の1名からは、申立人が当該期間において継続して勤務していたか否かについて明確な証言が得られない。

また、申立人はC社での勤務期間は2か月程度であったと述べているところ、オンライン記録及び上記被保険者名簿において、申立人の同社における被保険者期間は、昭和26年6月4日に資格取得、同年7月16日に資格喪失となっており、約1か月半であることが確認できる。

さらに、申立期間①から③までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
年金事務所で、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、C社）で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。A社は、昭和 51 年 8 月 1 日にB社と合併し、C社となったが、同社での加入記録があるのに、A社での加入記録が無いのはおかしい。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及び同僚から提出されたA社の十周年記念写真から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「昭和 51 年 8 月 1 日以前のA社に係る資料を保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

また、上記写真において、申立人が同僚として名前を挙げた 12 名のうち 2 名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同社の被保険者であったことを確認できない上、C社が新規適用事業所となった昭和 51 年 8 月 1 日に申立人と一緒に同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した 31 名のうち、連絡先が確認できた 9 名に対する照会結果でも、このうち 3 名が「51 年 8 月 1 日以前からA社で勤務していた。」と供述していることから、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 47 年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった期間について、昭和 47 年 11 月 14 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、当時は脱退手当金の制度について知識も無く、受け取ってもいない。全く身に覚えの無いことなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社において昭和 36 年 4 月から 53 年 5 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者は 25 名おり、このうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含め 16 名確認できるところ、全員が被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうちの 1 名は、「会社が受給手続の一切をした。」と供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の脱退手当金の欄には、脱退手当金の支給を示す表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録によると、昭和 61 年 10 月から 62 年 8 月までの標準報酬月額が前回の随時改定より 8 万円低くなっている。年金事務所に確認を求めたところ、漏れや間違いは無いと回答されたが、納得できない。調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 60 年 9 月の随時改定の際は 38 万円であるにもかかわらず、61 年 10 月の定時決定では 30 万円に大幅に減額されていることに納得できないと述べている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらにB健康保険組合は申立人の申立期間における標準報酬月額を確認できる資料等は保存期限経過のため確認できないと回答している。

このほか、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年1月4日まで
私は、昭和25年1月15日からA商店（現在は、B社）に勤務していた。当初、従業員は4人だったが、同年4月には5人となったことから、同年4月に厚生年金保険に加入したはずだが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA商店の業務内容を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間において同商店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A商店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年1月4日であり、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様にA商店が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している同僚5人のうち連絡の取れた同僚は、「A商店には昭和25年4月から勤務していたが、当初、従業員は4人ぐらいだった。同商店が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に厚生年金保険料を控除されていたかどうかは記憶が無い。」と供述しているほか、B社は、「当時の資料は保管しておらず不明。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、厚生年金保険記号番号払出簿及びA商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 25 年 8 月 1 日から 27 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 3 月末日まで A 事業所（後に B 事業所）に C 職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされている。

また、昭和 25 年 8 月 1 日から 27 年 7 月末日まで D 市にあった E 事業所に C 職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされている。

申立期間について調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の業務内容を詳細に記憶しており、その内容は、A 事業所に関する文献とも合致することから、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は上司の名字しか記憶しておらず、同僚もその所在が確認できないことから、申立期間①における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする E 事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚の名字を記憶しているものの、

いずれも F 国に移住しているとしていることから、当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 20 年 11 月 1 日から公務員としてA事業所に勤務していたにもかかわらず、同事業所関連の厚生年金保険の適用が 24 年からということで、20 年 11 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における勤務状況などの詳細な記憶及びB県が提出した申立人の履歴書に、申立人が昭和 21 年 11 月から 24 年 10 月まで同事業所に勤務していたことが記載されていることから、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、駐留軍従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」により、おおむね 24 年 1 月 1 日を期して被保険者資格を取得させるとされているところ、同年 4 月 1 日に社会保険制度が適用されている。

また、申立人が勤務していたA事業所を管轄するB 渉外労務管理事務所は、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人が同事務所において被保険者資格を取得した同日の昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 7 月 8 日まで
② 昭和 34 年 7 月 8 日から 39 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金についてはがきが届き内容を確認したところ、A社に勤務していた期間とB社に勤務していた期間が脱退手当金を支給済みとのことだった。

脱退手当金の手続を行った覚えは無く、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記載されている前後2ページにある受給要件を満たしている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失した者は8名おり、うち7名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給記録がある同僚の1名は、事業所を介して受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から 45 年 3 月頃まで
② 昭和 56 年 4 月 14 日から同年 9 月頃まで

オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 5 月 1 日から 45 年 3 月頃までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、56 年 4 月 14 日から同年 9 月頃までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社は既に解散し、解散時の元事業主は、申立期間①当時の関係資料は廃棄されていると回答している上、当時の事業主も所在不明のため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、昭和 45 年 4 月にA社に入社し経理を担当した元社員は、「申立人の退職時期は分からないが、申立人は私が入社した頃は既に退職しており、下請会社の社長をしていたように記憶している。A社は厚生年金保険の手続きをしっかりと行っていたため、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が無い期間は、退職後の期間ではないかと思う。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社に勤務していた

と述べている。

しかし、雇用保険被保険者記録から、申立人は昭和 56 年 4 月 13 日に B 社を離職していることが確認でき、当該離職日は、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と符合する。

また、C 社は、「前事業主に確認したところ、申立人は申立期間②においては既に退職していたようだ。」と回答している上、同社から当時の関係資料の提出は無いことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和 56 年 4 月 14 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、オンライン記録から、申立人は当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月頃から24年12月頃まで
② 昭和25年8月頃から27年12月頃まで

昭和22年6月頃から24年12月頃までA社B営業所に勤務していた期間及び25年8月頃から27年12月頃までC社に勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B営業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年10月1日（以下「新規適用日」という。）であり、申立人が入社したと主張する22年6月頃から新規適用日までは、適用事業所となっていない。

また、申立期間①当時、申立人及び複数の同僚が、申立人と同様の業務であったと記憶している同僚の中には、A社B営業所に係る厚生年金保険の被保険者記録の無い者が複数見受けられる。

さらに、複数の同僚が、申立人と同様の業務ではなかったもののA社B営業所に勤務していたと名前を挙げている同僚の中には、同社B営業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い者が複数見受けられることから、申立期間①当時、同社においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった状況がうかがえる。

加えて、A社B営業所は既に解散している上、当時の代表取締役は、所在が確認できず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につ

いて、聴取することができない。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚が記憶している申立人の後任者でD職であった者については、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、複数の同僚は、申立期間②当時のC社の従業員数を20名ぐらいとしているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者数は13名となっている上、そのうち10名の職種は、E職、F職及び代表取締役の親族であるG職のいずれかであることが確認できることから、同社では、当時、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、現在の事業主は、「当時の人事記録及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料等は残っていない。」と回答している上、申立期間②当時の代表取締役は、所在が確認できず、当時の事情を聴取できない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 2 月 29 日から 14 年 2 月 28 日まで
② 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで

私は、平成 10 年 12 月 1 日から 18 年 8 月 1 日まで、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、12 年 2 月 29 日から 14 年 2 月 28 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 15 年 8 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においても A 社に継続して勤務し、同社から給与を受け取っていたことから、当該期間も厚生年金保険に加入していたはずであると述べている。

しかし、A 社は、「申立人は、当時、パートタイマーとして勤務していたため、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、同社から提出された賃金台帳において、いずれの申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、上記賃金台帳に記載された控除後支給額（総支給額から控除額を差し引いた額）は、申立人が所持する預金通帳において確認できる A 社からの給与振込額と一致する。

さらに、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 23 年 6 月 15 日から 25 年 9 月 30 日まで A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、23 年 6 月 15 日から同年 12 月 1 日の期間が欠落期間となっていることに納得がいかない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び A 社に勤務していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうちの一部期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとする A 社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚は、申立人と同じ昭和 23 年 12 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、上記被保険者名簿から、申立人と同日に被保険者資格を取得している複数の同僚に対して照会したところ、2 名の同僚は、申立期間において A 社からは厚生年金保険料が控除されていなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月頃から26年4月30日まで
② 昭和29年1月頃から同年3月1日まで

申立期間①については、昭和24年3月にA所を卒業し、同所のあっせんにより、同年4月頃から28年3月まで、B社C工場にD職として勤務していたにもかかわらず、24年4月頃から26年4月30日までの期間の年金記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和29年1月頃から同年3月途中まで、E社（現在は、F社）G工場に勤務していたにもかかわらず、同年1月頃から同年3月1日までの期間の年金記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A所の卒業生名簿を保管するHセンターは、申立人が昭和24年3月に同所を卒業したことは確認できるが、申立期間①当時の勤務先については、不明であるとしている。

また、申立人がB社C工場における上司2名及び申立人と同時期にD職として同社C工場に入社したとする1名の姓を記憶していたため、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、これら3名と同じ姓の3名を確認できたが、既に死亡しているか、又は住所不明であるため、照会することができない上、そのうちの申立人と同時期に入社したとする1名の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ昭和26年4月30日であった。

さらに、B社は、申立人の申立期間①における勤務実態について確認で

きないと回答している上、「厳密な区別は不明であるが、当時、D職には、短期のD職と長期のD職があり、長期のD職は厚生年金保険に加入していたが、短期のD職は加入していなかった。また、短期のD職の中には、ある期間が経過した後に長期のD職になった者もいたようだ。」としている。

加えて、申立期間①当時、B社C工場に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人が同社C工場に勤務していたことを記憶している者は見当たらず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、「E社G工場に3か月間勤務したと思うが、記憶も薄れている。」としており、当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

また、F社は、申立人に関する資料は無いと回答している。

さらに、申立人は、「E社G工場では、臨時社員であったかもしれない。」としているところ、申立期間②当時、臨時社員として同社G工場に勤務したとする厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和29年3月1日である複数の者は、厚生年金保険加入に関し、試用期間があった旨を供述している。

加えて、申立期間②当時、E社G工場に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者は見当たらず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 21 日から同年 5 月 21 日まで

私は、A社を退職した翌日の昭和 60 年 3 月 21 日から 61 年 3 月 31 日まで、B区にあったC社が経営するD事業所に勤務していたが、60 年 3 月 21 日から同年 5 月 21 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人がほぼ同時期に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 60 年 5 月 21 日と記録されているところ、この同僚は、「試用期間があったと思う。」と述べている。

また、複数の同僚が記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が違うと証言していることから、C社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は既に事業を廃止し、平成 13 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び複数の取締役等に照会したが、所在不明で申立人の保険料控除について確認することはできない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5351

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から 52 年 9 月 30 日まで
私は、A社のB職として昭和 49 年 9 月から 52 年 9 月まで勤務していた。しかし、その期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA社に勤務していたと主張しているところ、申立期間当時、同社と取引があったとする2社が、「申立人はA社の社員であり、同者と取引をしていた。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、オンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間当時の事業主を確認できるものの連絡先が不明である上、同社は既に解散しており、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱い等について照会することができない。

さらに、申立人と同時期にA社に勤務していた申立人の兄は、オンライン記録から、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人と同時期に勤務した同僚の一人は、「事業主から、A社は社会保険に加入していないため国民健康保険に加入してほしいと頼まれ、区役所で国民健康保険の加入手続を行った。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 3 月 25 日頃まで
私は、昭和 46 年 2 月 1 日から大学を卒業する同年 3 月 25 日頃までの期間、A社B工場に学生アルバイトとして勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社B工場に勤務していた当時の同僚を記憶していないところ、当該期間において同社B工場で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人が勤務していたと供述する者はいなかった。

また、A社では、当時の人事記録等資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、A社での就業形態が臨時従業員であったとする複数の同僚は、同社では、採用の際、書面による勤務期間の案内があったと供述していることから、当時同社は、契約期間を定めて雇用しており、申立人の雇用契約期間が2か月以内であったことから、厚生年金保険法の規定どおり、厚生年金保険被保険者資格を取得させなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、当該期間のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月頃から20年5月頃まで

私は、昭和18年8月にA港から外地に向かう陸軍の船団の中の船舶Bに乗っていたが、途中船舶Bが沈没したため同じ船団内の船舶Cに乗り換えた。私の年金記録を確認したところ、当初この期間の記録が無く、後から船舶Bの記録だけ旧令共済組合の加入期間として出てきたが、船舶Cの記録は確認ができなかった。旧令共済組合の加入期間でないならば船員保険の被保険者であったと思うので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が船舶Cに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、船舶Cは船員保険の適用船舶となっている記録は見当たらない。

また、D省E局F課が保管するG船員名簿及びH船舶乗組員名簿に昭和18年8月に申立人が傭人として船舶Bに乗船した記録はあるものの、船舶Cの記録は無く、同省E局F課は、「保管するその他の資料にも、船舶Cに関する資料は無い。」と回答している。

さらに、申立人と同じ船舶Cに乗船し、申立人の船舶Cへの乗船を証言した同僚及びこの同僚の父で船舶Cの船長についても、申立期間において船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、D省E局F課が保管する資料によると、申立期間に係る期間において、申立人は、傭人として陸軍糧秣廠から昭和18年12月1日にI隊に編入された後、19年12月1日にJ隊に編入され、21年6月23日に召

集解除されており、18年12月1日から21年6月23日までの期間は、陸軍に雇用されていたことが確認できるが、船舶に乗っていたという記録は確認ができなかった。

また、同僚によると、船舶Cは漁船であったので、当時は船員保険に加入していなかったと供述しており、船員保険法によると、一般漁船船員に船員保険が適用されるようになったのは、昭和22年12月1日からとなっている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで
私は、昭和 17 年 4 月 1 日に A 事業所に就職し、3 か月後から B 職として終戦まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録となっていない。同じ勤務形態であった同僚は、年金を受給しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 省が保管する申立人に係る記録から、申立人は、昭和 15 年 4 月 29 日から 20 年 8 月 31 日まで、D 職として A 事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、申立人が申立ての根拠として名前を挙げている同僚 1 名も、申立期間において同事業所における厚生年金保険の被保険者となっていない。

なお、申立人は、D 職であることから、申立期間は旧 E 共済組合の組合員期間である可能性があるところ、厚生年金保険法附則第 28 条の 2 の規定により、旧 E 共済組合等の旧令共済組合員期間を厚生年金保険の被保険者期間とみなすことができるのは、厚生年金保険被保険者期間が 1 年以上あることが要件となっており、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間が無いことから、当該期間は厚生年金保険被保険者期間にはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月15日から同年7月5日まで
私は、昭和33年10月21日から34年7月4日までA社に勤務していたにもかかわらず、同年3月15日から同年7月5日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社が提出した社員名簿により、申立人は昭和34年3月15日に同社を退社したことが確認できる。

また、A社は「社員名簿以外に、申立期間当時の資料が無いため調査不能。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた役員は既に死亡しており申立人に係る証言を得ることができない上、申立人と同時期に勤務していた元社員は、「申立人がA社に勤務していた記憶があるが、勤務期間までは分からない。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 24 日から 59 年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 8 月 21 日から 60 年 3 月 21 日まで

私は、申立期間①及び②で勤務していた2社において、正社員としてD職を担当していたが、被保険者記録照会回答票には、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できないということであった。両社に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 64 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時、A社の給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、「会社が厚生年金保険に加入する手続は、私が行ったと記憶している。会社が厚生年金保険に加入する前の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことは絶対にしていない。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 64 年 1 月 1 日）に被保険者資格を取得している 13 名のうち 8 名は、63 年 12 月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、B社が提出した第*期退職者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の退職者名簿によると、申立人の身分について、パートからアルバイトに変更と記載されていることが確認できるところ、B社は、「当時の取扱いは不明であるが、現在は、アルバイト及びパートについては、勤務日数及び勤務時間が一般の従業員のおおむね4分の3以上であれば厚生年金保険に加入させている。申立人については、短時間勤務等の理由によって、厚生年金保険に加入させなかったものと思われる。」と回答している。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務時間について確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

さらに、C共済組合は、「申立人は、申立期間①及び②を含む、昭和58年5月24日から平成10年9月16日までの期間について、夫の健康保険の被扶養者となっていた。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月頃から29年11月頃まで
② 昭和30年5月頃から35年11月頃まで

私の父は、D職として昭和27年6月頃から29年11月頃までA社B事業所に、30年5月頃から35年11月頃までA社C出張所に勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の長男が所持する申立人に係る職歴証明書により、申立人はD職としてA社B事業所の現場に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社(A社の人事部門を担当する会社)の担当者は、「A社ではD職は自社の社員ではなく、下請の社員として区別をしていた。」と証言している。

さらに、A社から、「事業所が保有する昭和27年から35年までの人事記録には申立人の名前の記載は無い。」及び「A社B事業所について該当する事業所は見当たらない。」との回答を得ている。

申立期間②について、上記職歴証明書により、申立人はD職としてA社C出張所の現場で勤務していたことは確認できる。

しかし、E社の担当者は、「A社ではD職は自社の社員ではなく下請の

社員として区別をしていた。」と証言している。

また、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚は、「D職の人は下請だと思う。」と証言している。

さらに、A社は、「事業所が保有する昭和27年から35年までの人事記録には申立人の名前の記載は無い。」と回答している。

加えて、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、当該期間において申立人の名前は見当たらない。

また、F社（G社の人事部門を担当する会社）の担当者は、「当時、A社はG社発注の工事に参加していた。下請も含めて資料は何も残っていない。同社の関連会社について申立人を調べたが名前は無かった。」と述べている。

さらに、H県は、A社の下請会社については不明であるとしている。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 24 日から同年 11 月頃まで

私は、昭和 16 年から A 社 B 工場に勤務していたが、20 年 4 月頃に同社 B 工場が焼失した後は、同社 C 工場近くに転居し同年 11 月頃まで同社 C 工場に勤務していた。しかしながら、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟の証言及びその弟が記憶している申立人の同僚の家族が、申立人が A 社 C 工場に勤務していたことを証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社 C 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の弟は、昭和 20 年 4 月頃の空襲で A 社 B 工場が焼失した後、申立人を含めた数名と一緒に同社 B 工場から同社 C 工場に異動したと述べているが、同社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が同社 B 工場における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年 5 月 24 日と同日に同資格を喪失した者の中に、その後同社 C 工場において同資格を取得している者は確認できない。

また、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A 社 C 工場に関する記載が無い。

加えて、A 社 C 工場は、昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社 B 工場及び同社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別

被保険者名簿に名前のある同僚からは、申立人の同社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取扱い及び厚生年金保険料の控除に関連する証言が得られない。

このほか、A社は既に解散している上、事業主も連絡先が不明であり、申立人も給与明細書等の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を所持していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年8月1日まで

日本年金機構から「平成5年1月から同年7月までの厚生年金保険の標準報酬月額が前後の期間に比べ著しく低い。」と電話が入り、確認したところ、当該期間の標準報酬月額が極端に低いことが分かった。実際に受け取った給与額はもっと多かったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録のA社に係る平成5年1月1日から同年8月1日までの標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額に比べ著しく低いのはおかしいと述べている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間の給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社が提出した定年延長総合プランにおいて、定年再雇用発令日の基準賃金については、「原則として再雇用発令日の前日の基本給および家族給ならびに世帯手当の合算額の70%とする。」と記載されている。

さらに、オンライン記録から、申立人の申立期間前後に定年再雇用となり、厚生年金保険の標準報酬月額が定年直前の標準報酬月額より著しく下がった同僚のうち、連絡先が確認できる6名に照会を行ったところ、回答があった4名のうち1名は「再就職の際、会社から、給与は2割から3割減額になると説明を受けた。」と回答している。

このほか、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していた。昭和 43 年 10 月 22 日には永年勤続賞を受けており、申立期間に厚生年金保険の被保険者でなかったことは考えられないと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（B地区）の元社員及びA社（C地区）の複数の元社員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社（C地区）に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社（B地区）からA社（C地区）に異動した申立人を含む22名は、全員がA社（B地区）で昭和43年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A社（C地区）が厚生年金保険の適用事業所になった同年8月1日に被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A社（C地区）の複数の元社員は、「申立期間当時、A社（C地区）は、独立採算制になってA社（B地区）から分離した。経理は別になっていたと記憶している。」と供述している。

さらに、A社の事業主は、申立人の申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出及び保険料控除を行ったか否かについては、申立期間当時の資料は保管していないので確認することができず不明と回答しており、申立期間における保険料控除を確認できない。

このほか、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 11 日から 51 年 2 月 5 日まで
私は、内定していたA社の入社日が昭和 51 年 4 月 1 日となったため、50 年 6 月 11 日から 51 年 2 月 4 日までの期間、母の友人が事業主をしているB社でアルバイトの事務員として勤務していた。しかし、年金の記録を確認したところ申立期間の被保険者記録が無いことが分かり納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、アルバイトの事務員としてB社に勤務していたと述べているところ、同社は、申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたがアルバイトは加入させておらず、申立人はA社への就職が内定した後の待機中にアルバイトとして雇用していたため、厚生年金保険には加入させていなかったと回答しているほか、同僚1名は、申立人はアルバイトであり、申立人以外は全員正社員であった旨供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 29 日から 50 年 12 月末頃まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 49 年 12 月 29 日になっているが、もう少し長く勤務していた。当時、国民年金は強制加入であり、国民年金の資格取得日が 51 年 1 月 1 日となっていることから、A社には、50 年 12 月末頃まで勤務していたと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたと述べている。

しかし、A社は既に解散している上、後継事業所は、申立期間当時の関係資料は廃棄されていると回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険被保険者記録から、申立人は昭和 49 年 12 月 25 日にA社を離職していることが確認でき、当該離職日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日とおおむね符合する。

さらに、申立人の元同僚が、申立人の後任として名前を挙げた元社員が「昭和 49 年末頃にA社B支店に転勤になった。」と供述しているところ、申立人は、「後任者は知らない。」旨を述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月頃から同年 6 月 2 日まで
② 昭和 47 年 6 月 19 日から 48 年 3 月頃まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 3 月頃から同年 6 月 2 日までの期間及び同年 6 月 19 日から 48 年 3 月頃までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、47 年 3 月頃に同社に入社して、48 年 3 月頃まで継続して勤務していた。同社在籍中は業務成績が優秀であったことから、度々表彰され、47 年 10 月には海外旅行にも招待された。その時の旅券も持っている。申立期間に同社に勤務していたことに間違いなく、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先の判明した 39 人に照会したところ、19 人から回答があり、このうち 4 人が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうち一部の期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、申立人の在籍期間を記憶しておらず、A社は昭和 59 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の 19 人のうち、3 人は、「私がA社に勤務していた期間と、同社における厚生年金保険被保険者期間は異なっている。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は、昭和 47 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 19 日に同資格を喪失していることは確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

加えて、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証に記載された申立人の資格取得日（昭和 47 年 6 月 2 日）は、厚生年金保険被保険者番号払出簿で確認できる申立人の資格取得日（同年 6 月 2 日）と一致する。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から7年1月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年12月21日から8年1月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から7年1月1日まで
② 平成7年12月21日から8年1月1日まで

私は、平成2年9月1日にA社（現在は、B社）に入社した。その後、4年1月1日に同社が厚生年金保険の適用事業所となった際、本来、厚生年金保険の被保険者資格を取得しなくてはならなかったにもかかわらず、会社の瑕疵により届出を行わなかったことから、厚生年金保険被保険者記録が欠落してしまった。また、同社を7年12月の給与支払日に離職したが、同年12月の厚生年金保険料が控除され、会計事務所の離職日の記録も同年12月31日と記録されている。このことは、同社も認めており、その証明を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票及びB社の回答から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の源泉徴収票の平成4年分及び5年分の源泉徴収票には、当該期間における社会保険料等の控除の金額が「0円」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成4年

1月1日において被保険者資格を取得しなくてはならなかったにもかかわらず、同社が届出をしなかったのは瑕疵によるものであると主張するところ、B社は、「申立期間①において厚生年金保険の被保険者でなかったことは申立人も承知していたはずであり、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人はB社を平成7年12月の給与支払日に離職したが、同年12月の厚生年金保険料が控除され、会計事務所の離職日の記録も同年12月31日と記録されており、このことは同社も認めていると述べているが、同社は「申立人は平成7年12月20日に離職しており、同年12月の厚生年金保険料を控除したが、厚生年金保険の資格喪失日の届出は誤っていない。」と回答しており、雇用保険の離職日も同日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間②は国民年金の加入期間になっていることが確認できる。

以上のことから申立人の申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間とは認められず、B社では誤って、平成7年12月分の給与から申立人の厚生年金保険料の控除を行ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月頃から33年10月1日まで
② 昭和35年12月1日から37年12月1日まで

オンライン記録によると、A社及びB社C事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。A社は、入社を誘ってくれた社員の父親が経営する会社で、昭和29年頃に入社した。また、D社に勤める前に公共職業安定所の紹介で、B社C事業所に勤務していた。勤務を証明する身分証明書等を提出するので、調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の身分証明書の写しから、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局において同社の商業登記の記録は確認できない上、同社の事業主及び同僚等の氏名は不明のため、申立てに係る証言を得ることはできず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人の夫は、申立人はB社C事業所に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録においてB社C事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「当社の契約事業所であるC事業所の従業員は、当社の直接雇用ではないため、申立人に係る人事記録は無い。」と述べている上、同社C事業所は現存しておらず、同社C事業所の事業主及び同僚等の氏名も不明のため、申立てに係る証言を得ることはできず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年頃から 31 年頃まで

私は、昭和 29 年頃、A 県にあった駐留軍家族宿舎に住んでいた B 国軍人の家で家事全般をする仕事をしていた。その宿舎では、二つの家を併せて約 3 年間勤務していたと記憶している。C 県で同じ仕事をしていた期間は、厚生年金保険の被保険者記録があるのにもかかわらず、A 県で勤務していた期間について記録が無いのはおかしいと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事内容や勤務場所等を鮮明に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が、A 県にあった駐留軍家族宿舎内で、家事使用人として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、駐留軍従業員の健康保険及び厚生年金保険の適用範囲については、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号）により、昭和 26 年 7 月 1 日以降においては雇用関係の切換えによって、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされている。

また、申立人は、「勤務した家の家事使用人は、私だけだった。また、寄宿舎で一緒だった同僚の名前は記憶していない。」と供述しており、当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、A 県 D 事務所に勤務する日本人の労務管理に関する資料を保管している同県 E 部 F 局及び G 防衛局は、いずれも、「申立人に係る人事記

録等の保管は無い。」と回答している上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を得た。同社には 40 年 6 月に入社し、42 年 3 月から同社B営業所（同年 4 月にはB支店へ格上げ）へ転勤となったが、申立期間においても途中で退職すること無く継続して勤務していた。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元社員の供述から、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 42 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている一方、同社B支店は 43 年 4 月 1 日付けで新規適用事業所となっていることから、申立期間において、A社及び同社B支店は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、同社が適用事業所ではなくなった昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社B支店が適用事業所となった 43 年 4 月 1 日に同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は既に解散し当時の事業主も既に死亡している上、申立人が名前を挙げた当時の経理担当者は、同社に係る上記被保険者名簿から確

認できず、申立てに係る証言を得ることはできないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和42年4月から43年3月まで国民年金保険料を納付（納付日は、43年4月28日）していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。